

平成 16 年 9 月 28 日

都道府県サッカー協会
専務理事/理事長・4 種委員長 殿

(財)日本サッカー協会
事務局長 豊島吉博
(公印省略)

4 種登録チームの指導者ライセンス義務化 (2005 年度より) について

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 13 年度第 11 回本協会理事会 (平成 14 年 3 月) において決定し既にご連絡致しております表題の件の今後の運用について、下記の通りご連絡申し上げます。

貴協会におかれましては、本制度実施の主旨をご理解のうえご協力いただきますようよろしくお願い致します。

敬具

記

1. 有資格指導者登録の義務化について

- 05 年度加盟登録より、4 種チームは監督またはコーチのいずれかが指導者資格を有していることを義務とする。
- 都道府県協会 4 種委員会ならびに技術委員会は 05 年度登録が始まるまでに、指導者資格を保持している指導者のいないチームを対象に指導者養成講習会を開催するなど、全ての 4 種チームの指導者が有資格である様な施策を実行願いたい。

2. Web 登録上の対応ー05 年度

- 4 種継続/新規チームの記入項目に監督以外に新たに「コーチ」欄を追加 (1 名分) し、また監督・コーチ欄には指導者資格記入欄(指導者登録番号含む)を設ける。チームは加盟登録申請時に上記を記入する。
- 登録申請が行なわれた時点で、システム側で指導者登録 DB と照合を行う。
- 監督・コーチともに指導者資格にチェックがない場合、またはチェックがついていても指導者登録 DB とマッチングされない場合は、登録申請はできるが都道府県協会登録承認者画面にフラッグが立ち、登録承認者はこれを認知することができる。
- 都道府県 FA においては、上記フラッグが立ったチームについては登録を認めないことを原則とする。ただし照合する指導者登録 DB にはタイムラグがあるため、直前に指導者養成コースを受講していたり、何らかの手違いで実際は指導者資格を有していた場合等はこの限りではない。
- 登録システム上では、その他様々な事情により都道府県 FA が登録を承認することも想定されるため、05 年度については登録申請時に指導者資格欄がチェックされていなくても加盟登録は承認されるものとなっているので、都道府県 FA におけるチェックは厳正に行なわれるようお願いする。

以上

本件についてのお問合せ先：	
指導者ライセンス義務化の内容について/技術部 (関口、竹内)	03-3830-1810
登録システムの内容について	/登録・普及部 (寺川、林) 03-3830-1806